

農薬調査結果一覧表

区分	農薬名	ゴルフ場						河川基準地点			ゴルフ場 指針値*1 (環境省)	環境基準		農薬の 水質評価 指針*2 (環境省)
		A			B			新葛飾橋				人の健康の 保護に 関する 環境基準	人の健康に 関する 要監視項目 及び指針値	
		8月	11月	12月	8月	11月	12月	8月	11月	12月				
殺虫剤	イソキサチオン	<0.0002						<0.0002	<0.0002		0.08		0.008	
	イソフェンホス							<0.0002	<0.0002		0.01			
	クロルピリホス							<0.0002	<0.0002		0.04			0.03
	ダイアジノン							<0.0002	<0.0002		0.05		0.005	
	トリクロロホン	<0.002						<0.002	<0.002		0.3			0.03
	フェニトロチオン							<0.0002	<0.0002		0.03		0.003	
	ピリダフェンチオン							<0.0002	<0.0002		0.02			0.002
	アセフェート							<0.01	<0.01		0.8			
	エトフェンブロックス							<0.001	<0.001		0.8			0.08
	チオジカルブ		<0.001					<0.001	<0.001		0.8			
	ペンスタップ				<0.0005			<0.0005	<0.0005					
	チアメトキサム		<0.0005						<0.0005					
	フルベンジアミド		<0.001		<0.001			<0.001	<0.001					
殺菌剤	イソプロチオラン							<0.0002	<0.0002		0.4		0.04	
	イプロジオン				<0.003			<0.003	<0.003		3			0.3
	オキシ銅							<0.004	<0.004		0.4		0.04	
	キャプタン							<0.0005	<0.0005		3			
	クロタロニル							<0.0002	<0.0002		0.4		0.05	
	チウラム							<0.0006	<0.0006		0.06	0.006		
	トリクロホスメチル							<0.0002	<0.0002		0.8			0.2
	フルトラニル							<0.0004	<0.0004		2			0.2
	エトリアゾール							<0.0002	<0.0002		0.04			
	クロロネブ							<0.0002	<0.0002		0.5			
	ペンシクロン		<0.0008					<0.0008	<0.0008		0.4			0.04
	メタラキシル							<0.002	<0.002		0.5			
	メブロニル							<0.001	<0.001		1			0.1
	アゾキシストロビン	<0.0005				<0.0005		<0.0005	<0.0005		5			
	イミノクタジン酢酸塩					<0.0005		<0.0005	<0.0005		0.06**3			
	プロピコナゾール		<0.0002					<0.0002	<0.0002		0.5			
	ホセチル							<0.05	<0.05		23			
ポリカーバメート							<0.01	<0.01		0.3				
シプロコナゾール							<0.001	<0.001						
ボスカリド				<0.001			<0.001							
チオファネートメチル		<0.0005						<0.0005						
テブコナゾール		<0.001						<0.001						
除草剤	アジュラム						<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	2			
	ジチオビル						<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.08			
	シマジン							<0.0003	<0.0003		0.03	0.003		
	ナプロバミド							<0.0008	<0.0008		0.3			
	ピリブチカルブ							<0.0005	<0.0005		0.2			
	ブタミホス							<0.0002	<0.0002		0.04			0.004
	プロピザミド			<0.0002		0.019		<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.08		0.008	
	ベンスリド							<0.001	<0.001		1			0.1
	ベンディメタリン							<0.0004	<0.0004		0.5			0.1
	テルブカルブ							<0.0008	<0.0008		0.2			
	ベンフルラリン							<0.0002	<0.0002		0.8			
	メコプロップ			<0.0005				<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.05			
	メチルダイムロン							<0.002	<0.002		0.3			
	トリクロビル							<0.0005	<0.0005		0.06			
	シデュロン							<0.01	<0.01		3			
	ハロスルフロンメチル							<0.01	<0.01		0.3			
	フラザスルフロン						<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.3			
	グリホサート							<0.01	<0.01					
	トリプロキシルフロ ナトリウム塩		<0.001						<0.001					
	シアナジン		<0.0004						<0.0004					
ヨードスルフロンメチル ナトリウム塩		<0.001			<0.001			<0.001						

※1) ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止に係る暫定指導指針。ゴルフ場から排水される水に適用される指針値。

※2) 公共用水域等における農薬の水質評価指針。空中散布農薬等一時に広範囲に使用されるもので公共用水域等での水質汚濁に関する基準値などが定められていないものについての指針値

※3) イミノクタジンとしての指針値である。